

学生の国保について

外国人登録と同時に国民健康保険の加入

国保の保険料

新入生は当然ながら前年の収入がないので、保険料の減免がされる。

- ・ 均等割額 28,800 円+8,100 円/年の7割が減免され、 $36,900 \times 0.3 = 11,070$ 円/年、
月 $1,107$ 円 $\times 10$ ヶ月（新宿区の場合、市区町村によって違う可能性がある）
- ・ 「国民健康保険料に関する申告書」の提出

翌年からは前年のアルバイトなどの収入によって賦課される。

国保の高額医療費制度

住民税非課税世帯 35,400 円 / 一般世帯 80,100 円 / 上位所得者世帯 150,000 円
医療費 1 ヶ月で上記金額を超えた分は基本的に支給される。

非課税世帯＝年の収入が 98 万円以下→基礎控除 65 万円→控除後課税所得 33 万円

交通事故の対応について

自動車事故は自賠責が先行する。

傷害の場合、120万円が限度

自賠責・自動車保険の補償

- ・ 治療費用
- ・ 休業損害(就業先の休業損害証明書が必要)
- ・ 慰謝料(1日4200円が基準)

自賠責は被害者救済の立場から全額支給されるが、任意保険は過失割合が適用される。

アルバイト・就業中の事故について

就業中の事故は労災保険が先行する。就業中の交通事故は自賠責が先行。

労災保険は自賠責のような限度額がなく、休業補償もある。

賠償事故(自転車等)の対応について

自転車(学生)と歩行者、自動車との事故、自転車による事故は多発している。

自動車、バイク、自転車、歩行者の順で交通弱者となる。

事故担当者を選定し、情報を一元化したほうがよい。

(事故対応の体制づくり、事故対応・危機管理マニュアルの作成など)

対人

対歩行者の場合は学生側の過失10割となるケースが多い。

まずはケガ人の救護、相手の氏名・住所など連絡先の確認

対物

対自動車の場合、学生がケガをすることも多く、ケガについては自賠責・自動車保険が先行して適用されるが、国保を使ったほうが有利な場合もある。

対物(車の破損)については「留学生プラン」の賠償保険で対応し、

学生の自転車の破損は相手の対物保険からの対応となる。

日本語学校協同組合「留学生プラン」 傷病の場合のご請求にあたり

通院の場合

- ・ ケガ・病気で通院の場合、症状のみでなく**傷病名**を必ずご記入ください。
(傷病名がないと原因等も判明せず、対象外とせざるをえない可能性があります)
- ・ 検査のみの場合は基本的に対象外です。
- ・ 検査の結果、具体的な傷病があった場合には検査費用も含めて対象とします。
※カゼなどの症状で学校指導のもと、新型インフルエンザの検査を受けた場合なども対象となりますが、「心配だから一応検査させた」などの場合は対象外です。
- ・ 加入日以前に既に発症している傷病は対象外です。
- ・ その他対象とならないもの
歯科疾病／妊娠出産に起因するもの／喧嘩などの闘争行為によるもの
他覚症状のない腰痛や筋肉痛、頸部症候群など／不安神経症などの精神疾患 etc.

入院の場合

- ・ 国民健康保険の高額医療にあたる場合がほとんどで、入院の事実を把握した段階で必ず組合事務局にご連絡ください。(下記の通り、高額医療費の申請は少し複雑です)
診断書(別途有料)の取付けが基本的に必要となります。
- ・ 高額医療費の還付は前年の収入の課税額によって3段階にわかれ、還付される金額は対象外となります。また、下記の限度額適用認定にあたり、**各市区町村に納税証明書(所得なしであれば非課税の証明)を提出のうえ「限度額適用認定証」の交付をうける必要があります。**(申請には国保保険者証と印鑑が必要)
 - ① 年度のアパート等の年収が100万円まで(住民税非課税)
 - ② 自己負担限度額: 35,400円/月
 - ② 前年度のアパート等の年収が100万円以上、控除後600万円以下(一般)
 - 自己負担限度額: 80,100円+1%/月
 - ③ 前年度の収入が控除後600万円以上(上位所得者)
 - 自己負担限度額: 150,000円+1%/月
- ※ 日本語学校のほとんどの学生の場合は入国してからどんなにアルバイトをしても前年の収入がないため、基本的には①となります。
- ※ 国保の保険料を滞納している場合や申告をきちんとならない場合は、②一般もしくは③上位所得者の扱いとなってしまう、自己負担額全額をまかなえない場合があります。
- ※ 上記は東京23区の例で市区町村によって異なる場合がありますので、事前に組合事務局にご相談ください。

日本語学校協同組合「留学生プラン」

支払対象外となる事案

- ・ 入学時等の健康診断
 - ※ 健康診断の結果、要再検査で、その再検査でも検査のみは対象外
再検査の結果病気であり治療を受け、かつ既往症でない場合は対象となる
- ・ 診査目的のためだけの診療
- ・ 既往症

支払対象外ではないが微妙な事案

- ・ 結果的に病気やケガではない診察
診察点数のみで投薬・医療処置のないもの(結果、病気等ではなかった)
- ・ 同日もしくは短期間で複数の病院での診察(どこまで対象とすべきか)
- ・ 特定療養費:紹介状なしでベッド数100床以上の病院に行った場合など
保険外で2,160円～9,720円が課せられる。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」について

感染症予防法、感染症法、感染症新法 とも言う。

従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つを統合し1998年に制定、1999年4月1日に施行された。

同法の指定を受けた場合は、隔離入院などとなり治療費は国保など健康保険から支給されるが、認定されるまでは一部負担もある。既往症(自国で罹患していた場合)でなければ「留学生プラン」で対応可。

平成25年10月4日

厚生労働省 保険局 国民健康保険課
三谷 様

〒102-0074

東京都千代田区九段南2-3-9
サン九段ビル2F
日本語学校協同組合
専務理事 木内健太

国民健康保険の日本語学校留学生高額療養費算定基準認定に対する意見陳述

現行、日本語学校の留学生は平成16年6月8日の厚生労働省令により原則1年以上滞在予定の留学生は原則国民健康保険の加入ができるようになっていました。

国保の保険料は外国人登録とともに住民税の簡易申告し、市区町村によって違いはありますが、基本的には非課税区分の保険料での加入が可能となっています。

しかしながら、留学初年度に病気やケガをした場合、保険料は非課税区分にもかかわらず、「高額療養費算定基準」は前年の1月1日における住民票がないので、非課税区分（自己負担限度額 35,400 円）ではなく、「一般」（自己負担限度額 80,100 円）か「上位所得」（自己負担限度額 150,000 円）となり、「一般」か「上位」かの判断は各市区町村に委ねられています。

国民健康保険法施行令 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33SE362.html>

東京 23 区の多くは「上位」ではなく「一般」で処理されますが、問題は市区町村の自由裁量で「上位」（控除後課税所得 600 万円以上）とされ、1ヶ月の自己負担限度額が 150,000 円となってしまう市区町村があるということです。

留学生受入 30 万人計画が文部科学省を中心に提唱されているなか、日本語学校の多くの学生は進学を目指して来日し、大学・専門学校へと進学していきます。日本語学校は留学生受け入れの窓口となっており、30 万人構想の礎となっていると自負しておりますが、現行の「高額療養費算定基準」は留学生にとっては負担の大きいものとなっています。また、アルバイトをする留学生も多くありますが、資格外活動は制限されており、多くの学生は2年度目も「非課税区分」の収入しかないのが実態ですので、初年度の「高額療養費算定基準」には矛盾があるとも言えます。

「高額療養費算定基準」の改正が審議されている折、原則1年以上滞在予定の留学生に関しては、その実態を調査いただき、「前年の1月1日における住民票」がある無しにかかわらず、「非課税世帯」として認定いただけるよう法整備をお願い申し上げる次第です。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上